

第13回福井県障がい者スポーツ大会 新型コロナウイルス感染症予防対策要領

1 新型コロナウイルス感染防止対策について

【共通遵守事項】

- (1) 3密を回避すること
 - ・ソーシャルディスタンスを確保し、人と人との身体的距離をできるだけ2m（最低1m）を目安に間隔をあけること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
 - ・室内は十分な換気を確保すること
 - ・控え場所などが密集、密接にならないよう各人ができるだけ行動時間をずらす等対応すること
- (2) 日々の体調管理を怠らず検温し、平熱を超える発熱の症状がある場合や風邪の症状がみられる場合、味覚嗅覚に異常がある場合、咳や咽頭痛などの症状がある場合は、参加を見合わせる
- (3) 同居家族や身近な知人等に感染が疑われる方がいる場合、参加を見合わせる
- (4) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の経過観察を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合、参加を見合わせる
- (5) 参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること
- (6) 障がいの特性上、マスクの着用が困難な場合は、大会主催者に個別に相談すること
- (7) こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を徹底すること
- (8) 大きな声で会話、応援等をしないこと（選手の応援は、拍手のみとする）
- (9) 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人と特に距離をとって対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること
- (10) 飲料水等を摂取する際は、飲みまわしや同じコップで使いまわしはせず、各自、マイカップ等を使うこと
- (11) タオルの共用はせず、マイタオル等を持参すること
- (12) ゴミは各自で持ち帰ること
- (13) 公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、分散利用すること
- (14) 大会終了後2週間は健康観察を続け、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- (15) 感染防止のため主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと

【選手の遵守事項】

- (1) 大会2週間前から大会当日までの健康状態等を〈別紙1〉体調チェックシート【選手用】に記入して、各自で厳密に健康観察を行うこと
- (2) 〈別紙1〉体調チェックシート【選手用】を大会当日、受付に提出すること（提出がない場合は、参加できない）
- (3) 大会前2週間のうち、平熱を超える発熱やその他体調不良があった場合は参加できない
- (4) 競技終了後は、競技役員の指示により速やかに競技場所より退出すること

- (5) 器具を触った手で口や目に触れず、競技終了後に入念に手洗い、手指の消毒を行うこと
- (6) スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするが、マスクを着用しない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底すること
- (7) スポーツ中に唾や痰を吐くことは極力行わないこと
- (8) 会場を出入りする際は、ゼッケンを呈示すること

【引率者（介助者等）の遵守事項】

- (1) 引率者（介助者等）は選手参加申込み時に、様式4「競技会場入場申請書」を提出すること
- (2) 大会2週間前から大会当日までの健康状態等を〈別紙2〉体調チェックシート【引率者（介助者等）用】に記入して、各自で厳密に健康観察を行うこと
- (3) 〈別紙2〉体調チェックシート【引率者（介助者等）用】を大会当日、受付に提出すること（提出がない場合は、参加できない）
- (4) 大会前2週間のうち、平熱を超える発熱やその他体調不良があった場合は参加できない
- (5) 受付後、リストバンドを渡すので、手首に着用すること
- (6) 控え場所では密にならないように配慮するとともに、選手の行動にも注意を払うこと
- (7) 待機時は十分なソーシャルディスタンスを保ち、所定の待機場所を利用すること
- (8) 会場を出入りする際は、リストバンドを呈示すること

【ボランティアの遵守事項】

- (1) 大会2週間前から大会当日までの健康状態等を〈別紙3〉体調チェックシート【ボランティア用】に記入して、各自で厳密に健康観察を行うこと
- (2) 〈別紙3〉体調チェックシート【ボランティア用】を大会当日、受付に提出すること（提出がない場合は、参加できない）
- (3) 大会前2週間のうち、平熱を超える発熱やその他体調不良があった場合は参加できない
- (4) 受付後、リストバンドを渡すので、手首に着用すること
- (5) 控え場所では密にならないように配慮するとともに、選手の行動にも注意を払うこと
- (6) 待機時は十分なソーシャルディスタンスを保ち、所定の待機場所を利用すること
- (7) 競技会場や待機場所などでコロナウイルス対策を積極的にアナウンスすること
- (8) 会場を出入りする際は、リストバンドを呈示すること

【競技役員の遵守事項】

- (1) 競技団体ごとに定められた体調チェックシートを活用し、各自で厳密に健康観察を行うこと
- (2) 共用物の使用後は手洗い、手指の消毒を欠かさないこと
- (3) 選手を待機させる場合は、ソーシャルディスタンスを保って待機させること
- (4) 選手が競技終了後、速やかに競技場所より退出するよう指示、誘導すること
- (5) 競技会場や待機場所などでコロナウイルス対策を積極的にアナウンスすること
- (6) マスクをしていない来場者が見受けられた場合は、注意や指導を行うこと
- (7) 会場を出入りする際は、公認審判証等、競技役員であることが分かるものを呈示すること

【その他の遵守事項】

- (1) 新型コロナウイルス感染症問題について、大会主催者は本大会に関わる全ての人の感染に対するいかなる責任も負わない
- (2) 大会主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、大会当日に参加者より提出された書面について少なくとも1か月程度保管しておく
- (3) 保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに処分する
- (4) 本要領の他、競技特性に応じた各競技別のガイドラインを遵守すること
- (5) 利用する施設における感染拡大予防策については、スポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に施設管理者と相談しつつ取り組むこととする

2 新型コロナウイルス感染症の対応について

- (1) 救急、救護体制について、参加者に感染が疑われる場合や発熱など体調不良者が発生した場合を想定して以下の通り対応する
 - ・大会開催中は、医師、保健師、看護師のいずれかを常駐させる
 - ・医師、保健師、看護師の指示の下、医務室など隔離室を設け、環境を整備する
 - ・近隣の医療機関と連携し、必要な場合はすぐに搬送できるように連絡体制を整備する《新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口》
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona-soudan.html>
- (2) 参加者に感染が疑われる場合に以下の通り初期対応の準備を行う
 - ・ソーシャルディスタンスを確保するため、隔離室の広さを十分に確保する
 - ・个人防护具（フェイスシールド、手袋、マスクなど）を準備する
 - ・発熱者が出た場合、隔離室で隔離させること（飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナーを用意する）

3 本要領について

- (1) 本要領は、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会が作成したスポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和3年11月5日改訂）を根拠とする
- (2) 今後の新型コロナウイルス感染状況や社会的影響などにより、本要領は更新される場合がある
- (3) 本要領が更新された場合は、しあわせ福井スポーツ協会 HP (<https://hfsa291.net/>) に更新情報を掲載する